

## 船橋市まちづくり公開講座開催要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、船橋市まちづくり公開講座（以下、「公開講座」という。）に関する事務について、必要な事項を定めるものとする。

### (公開講座の内容)

第2条 公開講座は、市民の参加と協働のまちづくりを推進するため、地域まちづくり活動に関する知識の普及や情報の提供を行うものとする。

### (公開講座の対象)

第3条 公開講座を受講できる者は、市内在住、在勤又は在学者とする。

2 前項に定める者以外の者であっても、市長が特に必要と認めた場合は、公開講座を受講できるものとする。

### (公開講座の開催の周知)

第4条 市長は、公開講座を開催するときは、開催日時・開催場所・講座内容等の関係する事項について、開催の目的に応じ、広報ふなばし及び市ホームページなどにより周知するものとする。

### (公開講座の受講の申込等)

第5条 公開講座の受講を希望する者は、事前に担当窓口へ電話などもしくは、公開講座の会場において、直接、申込みを行うものとする。

2 公開講座の受講は先着順とする。

### (公開講座の講師)

第6条 公開講座の講師は、船橋市地域まちづくりアドバイザー登録要領第3条第2項の要件を満たすものとする。

2 市長は、前項に定める者のほか、有識者やまちづくり活動団体等の代表者等を、公開講座の講師とすることができる。

### (公開講座の講師の謝礼)

第7条 前条第1項の規定に基づく公開講座に係る講師の謝礼は、市の負担とし一律16,000円とする。

2 前項の規定は、講師が有識者やまちづくり団体等の代表者等の場合も適用する。

### (担当窓口)

第8条 この要領に定める事項についての事務は、建設局都市計画部都市計画課が行う。

## 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。